大空町無料職業紹介所設置要綱

（設置）

第１条　この告示は、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号。以下「法」という。）第２９条の規定に基づく無料の職業紹介事業を行うため、大空町無料職業紹介所（以下「職業紹介所」という。）を設置する。

（位置）

第２条　職業紹介所の位置は、網走郡大空町女満別西３条４丁目１番１号（大空町役場庁舎内）とする。

（開設日等）

第３条　職業紹介所の開設日は、月曜日から金曜日（国民の休日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月３１日から翌年１月５日までの日を除く。）とする。

２　前項に規定する開設日の開設時間は、午前８時４５分から午後５時３０分（正午から午後１時までを除く。）までとする。

（職業紹介責任者）

第４条　職業紹介所には、職業紹介責任者を置く。

（業務及び取扱範囲）

第５条　職業紹介所の業務及び取扱範囲は、別に定める大空町無料職業紹介業務運営に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、運用するものとする。

（個人情報の適正管理等）

第６条　職業紹介所の行う業務に関して、雇用主及び求職者から得られた個人情報については、法第５１条の２及び大空町個人情報保護条例（平成１８年大空町条例第１１号）並びに規程に基づき、厳正に管理するものとする。

（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、職業紹介所の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行し、無料職業紹介事業届出受理日から適用する。